

令和6年3月29日

報道関係 各位

田辺市環境課長 狼谷 慎一

犬及び猫の不妊去勢手術補助金制度の開始について

令和6年4月1日より、犬及び猫の不妊去勢手術補助金制度を開始しますので、取材方よろしくお願  
いいたします。

今回、田辺市だけではなく、田辺保健所管内の5市町（田辺市、白浜町、上富田町、みなべ町、すさ  
み町）で同様の内容の補助金制度を開始します。詳しくは、別紙をご参照ください。

事務担当

田辺市環境部環境課

環境対策係：島倉、長野（内線 2733）

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地

TEL：26-9927 FAX：26-7255

# 犬及び猫の不妊去勢手術補助金について

## 第1. 目的

田辺保健所管内に生息する犬及び猫の過剰繁殖を抑制し、もって地域住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、飼い犬・飼い猫、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用に対し、補助金を交付します。

紀南地域においては、南海トラフ地震の発生が想定されていますが、例えば東日本大震災の際には、飼い犬や飼い猫が飼い主とはぐれて被災動物となり、繁殖を繰り返してしまうことにより、過剰繁殖した事例があります。紀南地方で震災後の被災動物の過剰繁殖を起こさないためには、平時のうちに、飼い主のいない猫とともに、飼い犬・飼い猫に対しても、集中的な不妊去勢手術の普及を図ることが必要です。

そこで、南海トラフ地震による被災が想定されている田辺保健所管内の5市町(田辺市、白浜町、上富田町、みなべ町、すさみ町)において、同様の内容の補助金制度を実施します。

## 第2. 内容(田辺市の場合。他の4町でも同様の内容で実施されます)

### 1. 飼い主のいない猫(田辺市内に生息する猫)の場合

- (1) 補助対象者：飼い主のいない猫の不妊去勢手術の推進に継続的に取り組む団体(事前に団体の登録を受ける必要があります。登録を希望する団体は各市町の担当課にお問い合わせください。)
- (2) 対象手術：田辺保健所管内の動物病院において実施する不妊去勢手術
- (3) 補助金額：手術1件につき 3,000円
- (4) 申請方法・期限：市に対して補助事業団体としての登録を行った上で、手術を実施し、毎月1回、前月分の実績を市に報告(手術後の猫の写真、領収書を添付)。

### 2. 飼い犬・飼い猫の場合

- (1) 補助対象者：飼い主(田辺市内に居住し、住民基本台帳法の規定により田辺市において記録されている者)
- (2) 対象手術：田辺保健所管内の動物病院において実施する不妊去勢手術
- (3) 補助金額：手術1件につき 2,000円
- (4) 申請方法：環境課窓口申請書を提出(手術後の犬(猫)の写真、領収書を添付。印鑑と振込先口座の情報も必要となります。)
- (5) 申請期限：手術を実施した日から30日以内
- (6) その他：犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録がされていることが要件となります。

### 3. 実施期間

令和6年度～令和8年度までの3年間を予定しています。

## 第3. 各市町の担当課(お問い合わせ先)

田辺市	環境課	環境対策係	(0739-26-9927)
白浜町	生活環境課	生活環境係	(0739-43-6586)
上富田町	住民課	住民・環境班	(0739-34-2372)
みなべ町	生活環境課	環境係	(0739-72-3605)
すさみ町	環境保健課	環境衛生係	(0739-55-4803)